

---

## 平成25年第1回玖珠町議会定例会会議録(第5号)

---

平成25年3月18日(月)

---

### 1. 議事日程第5号

平成25年3月18日(月) 午前10時開議

- 第 1 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
  - 第 2 討論
  - 第 3 採決
  - 第 4 議員派遣について
  - 第 5 委員会の継続審査の付託について
- 

### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
  - 日程第 2 討論
  - 日程第 3 採決
  - 日程第 4 議員派遣について
  - 日程第 5 委員会の継続審査の付託について
- 

出席議員(16名)

1 番	廣 澤 俊 幸	2 番	大 谷 徹 子
3 番	宿 利 忠 明	4 番	石 井 龍 文
5 番	中 川 英 則	6 番	菅 原 一
7 番	河 野 博 文	8 番	尾 方 嗣 男
9 番	秦 時 雄	10番	松 本 義 臣
11番	宿 利 俊 行	12番	清 藤 一 憲
13番	藤 本 勝 美	14番	片 山 博 雅
15番	繁 田 弘 司	16番	高 田 修 治

欠席議員(なし)

---

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局 長 大 蔵 順 一                      議 事 係 長 小 野 英 一

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 浩 平	副 町 長	小 幡 岳 久
教 育 長	秋 吉 徹 成	総 務 課 長	帆 足 博 充
まちづくり 推 進 課 長	麻 生 太 一	環 境 防 災 課 長 兼 基 地 対 策 室 長	中 島 圭 史
税 務 課 長	帆 足 浩 一	福 祉 保 健 課 長	日 隈 桂 子
住 民 課 長	本 松 豊 美	建 設 水 道 課 長 兼 公 園 整 備 室 長	平 井 正 之
農 林 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 木 良 政	商 工 観 光 振 興 課 長	村 木 賢 二
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	横 山 弘 康	人 権 同 和 啓 発 セ ン タ ー 所 長	山 本 五 十 六
教 育 総 務 課 長	穴 本 芳 雄	学 校 教 育 課 長	米 田 伸 一
社 会 教 育 課 長 兼 中 央 公 民 館 長 兼 わ ら べ の 館 館 長	河 島 公 司	行 政 係 長	石 井 信 彦

---

午前10時00分開議

○議 長（高田修治君） おはようございます。

本日の日程に途中退席の届け出が提出されておりますので報告いたします。

執行部につきまして、帆足税務課長、公務のため途中退席の届け出が提出されております。

ただいまの出席議員は16名です。

会議の定足数に達しております。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

2番大谷徹子さん。

○2 番（大谷徹子君） 2番大谷です。

---

---

---

—私の発言を会議規則第64条の規定により取り消しをお願いしたいと思います。

○議 長（高田修治君） ただいま、2番大谷徹子議員から3月15日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって発言を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。

これを許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、大谷徹子さんの発言取り消しを許可することに決しました。

## 日程第1 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑

○議 長（高田修治君） 日程第1、委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、総務常任委員会の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 秦 時雄君。

○総務常任委員長（秦 時雄君） おはようございます。

総務常任委員会報告。

平成25年第1回玖珠町議会定例会において、総務常任委員会に審査の付託を受けました議案5件について、3月7日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

### 1 議案第2号 玖珠町過疎地域自立促進計画の一部変更について

本案は、平成22年9月22日付で議決した玖珠町過疎地域自立促進計画（平成22年度から平成27年度までの6カ年）に変更が生じたため提出するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

### 2 議案第4号 玖珠町E C Oライフセンターの設置及び管理に関する条例の制定について

本案は、町民との協働による環境の保全やごみ減量化への取り組みを強化し、資源リサイクルを推進するための施設です。玖珠町E C Oライフセンターの円滑な運営を行うため、提出するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

### 3 議案第10号 玖珠町手数料条例の一部改正について

本案は、玖珠町例規の見直しに伴い、既存条例を整備するため提出するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

### 4 議案第11号 玖珠町使用料条例の一部改正について

本案は、玖珠町総合運動公園の体育施設使用料金の適正化及び玖珠町E C Oライフセンターの設置に伴い提出するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

### 5 議案第13号 玖珠町ふれあい福祉バスの設置及び管理運行に関する条例の一部改正について

本案は、運行区間の変更に伴い条例の一部を改正するため提出するものであります。

執行部より説明。

小野原線、鳥屋線を利用されている方々より、福祉バスが塚脇を通らないため眼科等に行く際に不便であるとの声が多くあることから、終点を老人福祉センターから塚脇に変更し、条例を改正するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案5件について、審査結果の報告を終わります。

○議長（高田修治君） 総務常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長繁田弘司君。

○産業建設常任委員長（繁田弘司君） 産業建設常任委員会報告。

平成25年第1回玖珠町議会定例会において、産業建設常任委員会に審査の付託を受けました議案7件、陳情2件について、3月7日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

開会后、書類審査に先立ち、陳情1件について現地調査を行いました。

現地調査終了後、委員会次第により議案第7号から審査を行いました。

#### 1 議案第7号 玖珠町町道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による道路法の一部改正に伴い、町道の構造の技術的基準等を条例で定める必要があるため提出するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

#### 2 議案第8号 玖珠町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による河川法の一部改正に伴い、玖珠町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準に関し条例を制定するため提出するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

#### 3 議案第9号 玖珠町営住宅等整備基準条例の制定について

本案は、公営住宅法の一部改正に伴い、町営住宅等の設備基準を定めるため、本条例を提出するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

#### 4 議案第14号 玖珠町森林とのふれあい施設の設置に関する条例の一部改正について

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する

法律の施行による水道法の一部改正に伴い、水道技術管理者の資格を定める必要があるため提出するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

#### 5 議案第15号 玖珠町特別小口融資損失補償条例の一部改正について

本案は、大分県信用保証協会の保証する特別小口融資によって生ずる同協会の損失を補償する制度を確立したものであるが、制定以来50年以上経過しており、近隣市町の規定内容等を参考にして一部改正するため提出するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

#### 6 議案第16号 玖珠町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により条例の一部を改正するため提出するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

#### 7 議案第17号 玖珠町都市公園条例の一部改正について

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による上位法等の改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるため提出するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

#### 8 陳情第2号 町道小野線の改良舗装についての陳情書

本陳情は、玖珠町大字森字小野、小野自治区代表、藤野正巳氏より提出されたものです。

本陳情の要旨は、町道小野線は改良舗装後40年が経過しようとしています。その間、水道工事の改修や県道川上玖珠線と町道内帆足線をつなぐ主要道路となっていることから舗装の痛みは激しく、また、雨期になると戦車道からの雨水が氾濫し、田畑や家屋までにも排水が流れ込んでいる状況であることから、一日も早い改良舗装をお願いするものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で採決すべきものと決しました。

#### 9 陳情第3号 玖珠新道（仮称）の開設に関する陳情書

本陳情は、玖珠町大字塚脇462の1、玖珠地区コミュニティ運営協議会会長、小野菊男氏、玖珠町大字森32の2、森地区コミュニティ運営協議会会長、加来直幸氏、玖珠町大字戸畑6520の7、北山田地区コミュニティ運営協議会会長、秋吉廣幸氏、玖珠町大字太田2296の5、八幡地区自治組織運営協議会会長、長尾嘉泰氏より提出されたものであります。

本陳情の趣旨は、国道210号線から総合運動公園の沿線を通り、玖珠川に橋を架け、野田書曲線へつなぐ新道を設置し、工業団地の企業誘致推進・総合運動公園の活用、八幡地区・森地区・玖珠地区・北山田地区住民の生活道路としての利便性の向上と山田・塚脇地区にある自衛隊官舎の自衛隊員の通勤道路としての活用など、今後の玖珠町に大きな役割が期待されていることから、一日も早い「玖珠新道（仮称）」の実現に向けた取り組みをお願いするものであります。

委員より、趣旨はわかるが防災・減災の取り組みの方が先ではないか。人口の減少、自衛隊が減る中で、町民の大多数が利用するのか、現状のアクセスから考え利用度が低く、町民が必要とするところに、予算をつけた方がよいのではないかなどの意見がありました。

審査の結果、本陳情は賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会に付託を受けました議案7件、陳情2件につきまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（高田修治君） 産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） 14番片山です。

陳情第3号についてお聞きします。

陳情第3号は、玖珠新道（仮称）の開設に関する陳情書で不採択となっておりますが、4地区コミュニティ代表の陳情は最近では初めてであります。どのようないきさつで不採択になったか。賛成者数と反対の数、繁田委員長はいかが判断したかお聞かせください。

○議長（高田修治君） 繁田委員長。

○産業建設常任委員長（繁田弘司君） お答えします。

この陳情書は、4地区のコミュニティの代表の方から提出されました。

中身につきましては、玖珠町の将来の都市計画において、この新道が一日も早い開設が必要ではないかというふうな陳情でございます。

先ほど申しましたように、利便性につきましては、それぞれ若干4地区によって温度差があるかもしれませんが、長い念願の新道だというふうにお聞きしています。

反対の主な理由は、財政と必要性の認識の違いからだというふうにとめております。

委員長として個人的な心情と言われますが、陳情書のあり方について、私は早急な意味を持つ陳情書や先ほど言いましたように長い都市計画の一環としての陳情書というふうな受けとめ方があるというふうに思います。

地域住民の気持ちを酌んで、委員長としては採決権はありませんが、個人的にはぜひ陳情者の要望に応えていただきたいというふうには思っております。

○議長（高田修治君） 10番松本義臣君。

○10番（松本義臣君） 9番の陳情第3号 玖珠新道（仮称）の開設に関する陳情書について2点ほど質問いたしたいと思えます。

報告の内容につきましては、私なりに理解はいたすところでございます。

結論から申し上げますと、ちょっと長くなりますがお許し願いたいと思えます。

本町におけますこの事業は、本町における長期的展望に立った町形態の将来像を明確にするため、都市計画区域マスタープランを策定する上で、この（仮称）玖珠新道の開設は、将来の本町のまちづ

くりに必要な項目ではないでしょうか。

説明が長くなりますが、お許し願います。

○議長（高田修治君） 何を質問しているか、はっきりしてください。

○10番（松本義臣君） 大変恐縮でありますけれども、この件につきまして、私なり平成17年6月、平成22年3月、一般質問をさせていただきました。

それともう一つは、町民と語る会、4月に北山田地区で開催された会議でありましたけれども、その中で、個人個人議員が1人ずつ抱負を述べよというような質問がありまして、私は運動公園を中心とした周辺整備が必要であろう、そのためには、夢であるけれども、本道が実現すればいいな、そういったことを訴えたところでございます。

そこで1点目の質問は、この委員会の中でいろいろ議論がされたと思います。この陳情の要旨にあるように、将来この道路が必要ではないかというような質問、議論がされたかどうか。

2点目は、今回の総務常任委員会のほうにあったんですが、今回の議案第2号に玖珠町過疎地域自立促進計画の一部変更案件が出ました。そのとき、37ページの一番下にこの件が追加されたわけでありまして、その中段に玖珠新道の建設事業という項目があるわけです。そういうことで、計画にありますように、その内容について今後この陳情が出されて、概算の事業とか、規模とか、基金の創設とか、そういったことを研究してみようか、どうだろうかというような議論がされたかどうか、この2点をお聞きします。

○議長（高田修治君） 繁田委員長。

○産業建設常任委員長（繁田弘司君） 1点目の将来像について必要かというふうな意見がありましたかということですが、賛成者の方が1名おりまして、その方からは、将来に向けてこの道路は本当に必要だというふうな意見はきちんと述べられました。

2点目につきましては、玖珠過疎地域自立促進計画書ですか。

このことに関しては、22年3月というふうにお聞きしましたが、中身について大変勉強不足で、私はこのことに関しては知りませんでした。

ただ、後で言われてから、そういうふうな意見があるということをお聞きして調べたところ、5カ年計画の中に、玖珠新道に向けてというふうな長期的な展望があるということはわかりましたけれども、その議論のときには知らずに、議論の参考になることがありませんで、大変申しわけないというふうには思っております。

若干、議案質疑とはそれでしたけれども、陳情書に関しての受けとめ方に関しては、私も個人的に特に産業建設委員会が大変多いんですが、先ほど言いましたように、急を要する陳情と、長期的展望に立った陳情があるということは受けとめておりますので、そのことだけ申しわけないけど、この席で述べさせていただきました。

○議長（高田修治君） ほかにありませんか。

今、委員長の報告でありましたように、常任委員会の持ち方につきましては、若干検討の余地あり

と私も判断しております。今後の改革の中でひとつ協議をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高田修治君） 産業建設委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、文教民生常任委員会の報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長河野博文君。

○文教民生常任委員長（河野博文君） こんにちは。文教民生常任委員会の報告をいたしますが、その前に3ページのところで、陳情第1号のところで文章の訂正がありますので、後ほど訂正させてもらって報告いたしますので、よろしくお願ひします。

平成25年第1回玖珠町議会定例会において、文教民生常任委員会に審査の付託を受けました議案7件、陳情1件について、3月7日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第3号 玖珠町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

本案は、新型インフルエンザ及び全国的に蔓延のおそれのある新感染症に対する強化を図り、町民の生命、健康を保護し、生活や経済等への影響を最小限にするために対策本部を設置するための条例であると執行部より説明がありました。

委員より、プライバシーや個人情報については大丈夫かと質問がありました。

執行部より、強毒の新型インフルエンザへの具体的な対応については「新型インフルエンザ対策計画」を策定しており、その中でプライバシーや個人情報保護について明記していると説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第5号 玖珠町指定地域密着型サービスの事業に係る申請書の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

議案第5号「介護」と第6号「介護予防」は関連しており、双方とも、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴い、玖珠町において指定地域密着型サービスの事業に係る基準等を定めるものであると説明がありました。

委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第6号 玖珠町指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請書の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第12号 玖珠町障害者介護給付費等認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について

本案は、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」として、平成25年4月1日から施行するに当たり、関係する条例の一部を変更するものであると

執行部より説明がありました。

委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第18号 玖珠町立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

本案は、これまでは町立の小中学校及び幼稚園を対象とした条例であったが、私立幼稚園までに拡大するために条例を改正するものであると執行部より説明がありました。

委員より、安全性・衛生面等については要件を満たしているかと質問がありました。執行部より、十分な対応ができていると説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第19号 玖珠町立幼稚園、学校遠距離通園通学費補助に関する条例の制定について

本案は、今回対象者に幼稚園児を加えたものである。また、関連する規則を改正するものであると執行部より説明がありました。

委員より、中学校統合の話もあり、サービスを低下させないようにしてほしいと意見がありました。執行部より、現在、靴等の現物支給をしているが、これからは現金の支給に変える。予算的には生徒数の減少等により対処できると説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第20号 玖珠町と大分県下市町との証明書等の交付等に係る事務委託に関する協議について

本案は、玖珠町外にいる人がよそにいても、提携した市町であれば住民票等の交付ができるというものである。なお、日田市や姫島村ではまだ取り組みがされていないと執行部より説明がありました。

委員より、費用面はどうなるのか質問がありました。執行部より、統一した料金体制をとり、相互で折半することになると説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

8 陳情第1号の件につきまして、中段に「産休に入る予定である」という部分があります。この部分を削除してください。そして、「1名いるが」の後に、「臨時的な人員確保をすることで充足可能である」ということを入れてください。

8 陳情第1号 市町村管理栄養士配置に関する陳情書について

本陳情は、東京都千代田区神田神保町1の39、公益社団法人日本栄養士会会長、中村丁次氏外より提出されたものであります。

本陳情の要旨は、市町村における健康増進等の対策をより充実し効果を上げるために、保健、介護、国保、福祉部門に管理栄養士を正規職員として配置してほしいというものであります。

委員より、大分県下と玖珠町の状況についての質問があり、大分県下はそれぞれの市町村でばらつきがある。玖珠町には資格者が1名いるが、臨時的な人員を確保することで充足可能である。複数人数を配置するまではないと福祉保健課長より説明がありました。

審査の結果、本陳情は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、文教民生常任委員会に付託を受けました議案7件、陳情1件について審査結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（高田修治君） 文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員会委員長清藤一憲君。

○予算特別委員長（清藤一憲君） 予算特別委員会報告。

平成25年第1回玖珠町定例会において、予算特別委員会に審査の付託を受けました議案第28号から第34号までの7議案について、3月5日、6日の2日間、執行部出席のもと、審査した結果を報告します。

予算特別委員会は、議長を除く（議長はオブザーバー）全議員をもって審査に当たることから、報告は簡略化いたします。（予算特別委員会報告書は、P199～P204に掲載）

1 議案第28号 平成25年度玖珠町一般会計予算について

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第29号から33号までの特別会計予算につきましては、いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第34号 平成25年度玖珠町水道事業会計予算について

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

予算特別委員会に審査の付託を受けました議案7件の審査結果の報告を終わります。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 予算特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

予算特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

## 日程第2 討論

○議長（高田修治君） 日程第2、これより討論を行います。

議案第2号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 議案第3号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 議案第4号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 議案第5号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 議案第6号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 議案第7号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 議案第8号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 議案第9号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 議案第10号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第11号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第12号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第13号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第14号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第15号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第16号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第17号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第18号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）

- 議 長（高田修治君） 議案第19号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第20号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第28号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第29号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第30号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第31号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第32号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第33号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第34号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありますか。

（なし）

○議長（高田修治君） 以上で討論を終わります。

### 日程第3 採決

○議長（高田修治君） 日程第3、これより採決を行います。

議案第2号、玖珠町過疎地域自立促進計画の一部変更について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第3号、玖珠町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第4号、玖珠町E C Oライフセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第5号、玖珠町指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第6号、玖珠町指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第7号、玖珠町町道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第8号、玖珠町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号、玖珠町営住宅等整備基準条例の制定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号、玖珠町手数料条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号、玖珠町使用料条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号、玖珠町障害者介護給付費等認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第13号、玖珠町ふれあい福祉バスの設置及び管理運行に関する条例の一部改正について、

委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第14号、玖珠町森林とのふれあい施設の設置に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第14号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第15号、玖珠町特別小口融資損失補償条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第15号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第16号、玖珠町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第16号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第17号、玖珠町都市公園条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第17号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第18号、玖珠町立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第18号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第19号、玖珠町立幼稚園、学校遠距離通園通学費補助に関する条例の制定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第20号、玖珠町と大分県下市町との証明書等の交付等に係る事務委託に関する協議について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第20号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第28号、平成25年度玖珠町一般会計予算についてであります。議案第28号について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第28号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第29号から議案第34号までの6議案は、平成25年度特別会計及び水道事業会計の予算であります。

別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高田修治君) 異議なしと認めます。

議案第29号から議案第34号までの6議案について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第29号から議案第34号までの6議案は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めます。

お諮りします。

人権擁護委員候補者に、丸山博美君を適任とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高田修治君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めることについては、丸山博美君を適任とすることに決定しました。

次に、閉会中の継続審査付託としました陳情1件と常任委員会に審査の付託を行いました陳情3件

について採決を行います。

まず、閉会中の継続審査付託としました、陳情第12号、森地区無電柱化（電線地中化）の推進についての陳情書について採決を行います。陳情第12号の委員長報告は不採択です。

お諮りします。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（高田修治君） 起立多数です。着席ください。

よって、陳情第12号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第1号、市町村管理栄養士配置に関する陳情書についてであります。委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、陳情第1号は、採択することに決しました。

次に、陳情第2号、町道小野線の改良舗装についての陳情書についてであります。委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、陳情第2号は、採択することに決しました。

次に、陳情第3号、玖珠新道（仮称）の開設に関する陳情書についてであります。委員長報告は不採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（高田修治君） 起立多数です。着席ください。

よって、陳情第3号は不採択することに決しました。

#### 日程第4 議員派遣について

○議長（高田修治君） 日程第4、議員派遣について議題といたします。

今定例会より6月定例会まで別紙議員派遣について異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は議決されました。

#### 日程第5 委員会の継続審査の付託について

○議 長（高田修治君） 日程第5、委員会の閉会中の継続審査の付託についてお諮りします。

議会運営委員会及び基地対策特別委員会、総合運動公園調査検討特別委員会から会議規則第75条の規定に基づき、委員会の所管事務について閉会中においてもなお継続審査したい旨の申し出がありましたので、これを議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、お手元にお配りいたしました継続審査付託表のように、閉会中にそれぞれの委員会が所管事務について継続審査を行うことにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会及び基地対策特別委員会、総合運動公園調査検討特別委員会は、閉会中においても所管事務について継続審査を行うことに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） おはようございます。

平成25年第1回玖珠町議会定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

その前に、まず諸般の報告を2件申し上げます。

まず、町民の日の式典について申し上げます。

式典は3月2日、メルサンホールにて開催いたしました。

議員の皆様方を初めご来賓のご参列をいただき、まちづくりの各分野においてご貢献いただきました個人2名と2団体に表彰状、個人3名と1団体に特別表彰状、1団体に感謝状をお贈りいたしまして、その功績をたたえるとともに本町発展の誓いを新たにいたしましたところでございます。

式典後の記念講演では、科学実験のステージパフォーマンス、善ちゃんの笑えてタメになるサイエンスショーが行われました。軽快な話術とインパクトのあるエコ実験などで、子供たちの驚きの歓声と笑いに包まれた感動の舞台でした。

次に、玖珠町における大規模太陽光発電所の建設に向けた状況についてご報告いたします。

玖珠町内における遊休地を利用した、再生可能なクリーンエネルギーである太陽光発電施設の建設の用地について支援してまいりました。

関係者の協議しているうちの一つである北山田地区にあります民有地において、大規模太陽光発電所、メガソーラー発電所の建設実現に向けた協議が進展を見ております。

今月3月中に、所有者である住民の方と実施企業、そして玖珠町の三者で太陽光発電施設設置協定

書の調印式を実施する方向で協議を進めております。

玖珠町における大規模太陽光発電所の建設は、今回が初めてのケースであります。遊休地を所有されている関係住民の皆様方や玖珠町としても大変喜ばしく思っているところでございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、T P P交渉参加表明についてであります。15日に安倍首相が関税撤廃を原則とする環太平洋連携協定、いわゆるT P Pでございますが、その交渉に加わることを正式に表明いたしました。

また同時に政府は、T P P参加時の国内への影響試算を発表し、農林水産業の生産額が3兆円に落ち込むなどの試算を示しました。

3兆円の打撃が指摘された農業については、米など聖域として掲げる重要品目保護を念頭に、日本の農業、食を守ることを約束する。攻めの農業政策で競争力を高め成長産業にすると安倍首相は述べていますが、重要農産品5品目には、米、牛が含まれ、本町の主要農産品である玖珠米、豊後玖珠牛への影響が最も懸念され、農業団体は農業が壊滅すると強く反対しています。

T P P交渉への参加表明をにらんだ環境整備として、政府は2月18日、産業競争力会議において農業強化策の検討に入り、農地を有効利用するための制度改正と農産物の輸出拡大と農商工連携を目指す2つの方針について、6月をめどにまとめる政府の成長戦略に盛り込むとされていますので、今後の動向を注視したいと思っております。

いずれにいたしましても、町内農家の高齢化が進む中、農業の再生を真剣に考える機会であることは確かでありますので、本町の農業関連施策の全面的な見直しについても早急な対応を行ってまいります。

さて、今定例会は、去る3月1日から本日の18日まで18日間の会期でありましたけれども、議員の皆様方には、年度末の公私ともお忙しい中にもかかわらず、ご出席いただき、ご提案申し上げました平成25年度一般会計当初予算案など34議案、諮問案件1件につきましては、慎重かつ熱心にご審議を賜り、いずれの案件もご承認していただきましたことについてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

今回の定例会の予算特別委員会におきましても、議長を除く全議員により予算特別委員が構成され、事前に質問の予告をいただきまして、審査日程の効率化が図られるなど、議会改革の実施が本年度も行われました。

執行部といたしましても、施政方針に基づく新規、重点事業につきましては、事前に説明を担当課長より行い、予算審議の改善に努めていったところでありますし、今後、そういうところに努めていきたいと思っております。

このように、本会議を初め各常任委員会や予算特別委員会などにおきます審議や審査の過程におきまして、本町が直面するさまざまな課題につきまして、熱心なご議論と多くのご意見、ご示唆を賜ったところでございます。

いただきました貴重なご提言、ご意見につきましては、これを真摯に受けとめまして、来年度の町

政執行に生かしてまいりたいと思っております。

さて、4月からは新たな年度が始まります。町政運営の基本方針の中で申し上げましたけれども、新年度は総合計画の3年次となり、施策の実践と15年から20年先を見据えたまちづくりを積極的に推進してまいりたいと考えております。

町民の皆さんのご意見を拝聴しながら、町民と行政との協働によるまちづくり、地域づくりを目指し、安心して暮らせる住みやすい町、自立、持続可能な玖珠町の実現に向けて努力してまいります。

そして、これまでと同様、町民の視点に立ち、公正、公平な公共サービスの実現を目指し、選択と集中、経営感覚の行政による、効率的で質の高い行政運営を図ってまいりたいと思っております。

最後になりましたが、年度末における専決処分についてのお願いでございます。

例年のように、国、県補助金などの確定、あるいは年度末の会計の精算などによります補正予算につきましては、必要に応じて専決処分させていただき、次の議会において、その詳細についてご報告申し上げます。年度末における専決処分につきましてもご了承いただければと考えております。何とぞよろしくお願い申し上げます。

あさって20日は春分の日でございますが、今月2日、3日にかけて北海道では発達した低気圧により暴風雪となり、路上で倒れるなど9の方が亡くなりました。

8日午後には、九州地方全域、中国、四国地方といった西日本の広い範囲で黄砂が観測され、9日には、健康への悪影響が懸念される高濃度の微小粒子状物質PM2.5が日田で観測され、県の注意喚起の発令基準を超えましたので、防災無線による全戸放送を初めて行いました。

これから春本番の季節となりますが、まだまだ三寒四温と季節の変わり目でございます。

議員の皆様におかれましては、ご健康に十分ご留意され、町政発展のため、ますますご活躍されるようご祈念申し上げ、引き続きご協力をお願い申し上げます。本定例会の閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございます。

なお、議長のお許しをいただければ、この間の機関庫まつりのとき、松本零士さんの絵を買わせていただきました。これはソロプチミストの方からいただいたお金で買わせていただきまして、非常にすばらしい絵でございまして、この議会でご披露させていただきたいということです。

ご披露させていただきます。こういう絵を買わせていただきまして、機関庫ということで機関車がこうなっている絵を買わせていただきました。そういうことでございます。

それで玖珠町の皆さんへとサインをいただいています。そして、これは一応、後ほど議長室に置かせていただきますから見ていただいたらと思いますし、一応、ソロプチミストの方から寄附していただいたお金でございますから、町民の下のホールのところから飾らせていただきまして、また、いずれ飾る場所を考えたいと思いますから、どうぞご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高田修治君） 閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

平成25年第1回定例会は、去る3月1日から開会以来本日まで18日間にわたり、議員各位はもとよ

り、執行部におきましても、終始極めて真剣なご審議いただき、いずれも重要な案件を適切妥当な結論を得ましたことを感謝申し上げます。

加えまして、議会運営にご協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

また、3月31日付をもちまして定年を迎えられます帆足総務課長、日隈福祉保健課長、これずっと保健福祉課長と間違っ申しわけありませんでした。横山会計課長、長きにわたりまして町政発展のためご尽力いただきありがとうございます。議会を代表してお礼を申し上げます。

今後は、ひとつ健康に留意されて培われた経験を生かしたまちづくりに各段のご協力をお願い申し上げます。

さて、協議を進めております議会改革につきましても、2年間経過してまいりました。

新年度はできるだけ方向性を示す年だと思っております。皆様方のご協力をお願いしたいと思います。

昨年は、梅雨時期に大きな災害が起きました。復旧のための予算もできたわけでございます。一日も早い復興を願うところでございます。

また、総合運動公園が新年度完成の年でもあります。

機関庫の周辺整備、観光の充実等、予算もつけていただきました。新年度大型事業は多くなります。

そういうことで、4月からの新年度、玖珠町にとって実りある年度になりますよう切に願うところであります。

これをもちまして、平成25年第1回玖珠町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

午前11時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年3月18日

玖 珠 町 議 会 議 長      高 田 修 治

署 名 議 員      宿 利 忠 明

署 名 議 員      片 山 博 雅